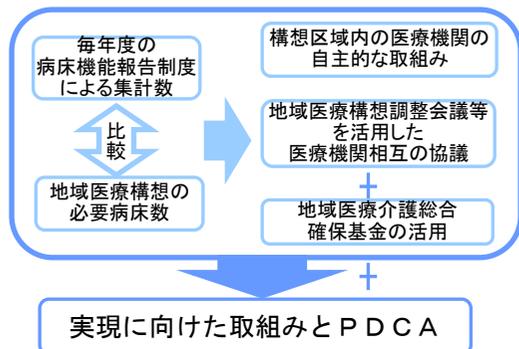


地域医療構想の実現に向けて

1. 地域医療構想の実現に向けた主な仕組み(医療法第30条の14、地域医療構想策定ガイドライン)



○構想区域内の医療機関の自主的な取組み

・医療機関は、医療機能の現状と、地域ごとの将来の医療需要と各医療機能の必要量を比較し、将来の必要量の達成を目指して、自主的な取組みにより機能分化・連携を推進

○地域医療構想調整会議等を活用した医療機関相互の協議

・都道府県は、構想区域等ごとに調整会議を設け、関係者との連携を図りつつ、将来の医療機能の必要量を達成するための方策などを協議

○地域医療介護総合確保基金の活用

・病床機能の転換に必要な施設整備を補助するなど、医療機関による自主的な機能分化・連携の推進を支援
・在宅医療と介護サービスの提供体制の整備

2. 本県地域医療構想の実現に向けた取組み

(1) 地域医療構想調整会議の設置

各構想区域(村山、最上、置賜、庄内)に地域医療構想調整会議を設置

※各二次保健医療圏に設置の地域保健医療協議会に同会議の機能を持たせる

【委員】 保健医療関係者、福祉関係者、学識経験者、行政関係者、医療保険者

【進め方】

① 将来目指すべき姿の認識共有

② 構想を実現する上での課題の抽出

③ 具体的な病床機能分化・連携、在宅医療等の在り方を議論・協議

[病床機能の分化・連携]

“各医療機関が自主的に”、病床機能の分化・連携を進める

[在宅医療等の拡充]

“各関係機関が連携して”、地域の実情に応じた在宅医療の拡充を図る

関係者の協議等を踏まえ

各構想区域

地域医療構想調整会議(地域保健医療協議会)

【主な協議内容】

- (1) 地域の病院等が担うべき病床機能
- (2) 病床機能報告制度による情報の共有
- (3) 在宅医療の拡充に向けた具体的な事業
- (4) その他地域医療構想の実現に向けた方策

病床機能の調整に関するWG

在宅医療に関する専門部会

報告

調整等

全県

山形県保健医療推進協議会
病床機能調整推進部会

全県的な進捗状況の把握、評価
各構想区域における病床機能の調整に対する助言

(2) 地域医療介護総合確保基金※等を活用した施策展開

地域医療構想に掲げる「病床機能の分化・連携」、「在宅医療の拡充」、「人材の確保・育成」を施策の3本柱とし、地域医療構想調整会議における協議等を踏まえ、関係者共に課題解決のための施策を展開。

※取組みに対する財政支援

地域医療構想調整会議標準スケジュール(H28～29年度)

開催時期		地域医療構想調整会議			
		(本体会議)	病床機能調整WG	在宅医療専門部会	
H28年度	10月	上旬			
		中旬	委員委嘱 第1回開催通知		
		下旬			
	11月	上旬			
		中旬	第1回開催		
		下旬			
	12月	上旬		最上地域開催(12/7)	
		中旬	最上地域開催(12/12)		
		下旬			
	1月	上旬		必要に応じて 随時開催	第1回開催
		中旬			
		下旬			
2月	上旬	第2回開催			
	中旬				
	下旬				
3月	上旬				
	中旬				
	下旬	山形県保健医療推 進協議会へ報告			
H29年度	4月		必要に応じて 随時開催		
	5月				
	6月			第2回開催	
	7月				
	8月				
	9月				
	10月			第3回開催	
	11月				
	12月				
	1月				
	2月	第3回開催			
	3月				

地域医療構想調整会議標準スケジュール(H28～29年度)

開催時期		地域医療構想調整会議			
		(本体会議)	病床機能調整WG	在宅医療専門部会	
H28年度	10月	上旬			
		中旬	委員委嘱 第1回開催通知		
		下旬			
	11月	上旬			
		中旬	第1回開催		
		下旬			
	12月	上旬		最上地域開催(12/7)	
		中旬	最上地域開催(12/12)		
		下旬			
	1月	上旬		必要に応じて 随時開催	第1回開催
		中旬			
		下旬			
	2月	上旬	第2回開催		
		中旬			
		下旬			
3月	上旬				
	中旬				
	下旬	山形県保健医療推 進協議会へ報告			
H29年度	4月		必要に応じて 随時開催		
	5月				
	6月			第2回開催	
	7月				
	8月				
	9月				
	10月			第3回開催	
	11月				
	12月				
	1月				
	2月	第3回開催			
	3月				

山形県地域保健医療協議会設置要綱

(設置)

第1 住民の健康を確保し、地域の特性や実情に即した保健医療の推進を図ることを目的として策定された地域保健医療計画の円滑な進行を図るほか、地域医療構想調整会議として地域医療構想の達成の推進を図ることを目的に医療法第30条の14で規定する協議を行うため、山形県保健医療計画で定める二次保健医療圏ごとに、別表に掲げる地域保健医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2 協議会は、次の事項について協議検討する。

- (1) 地域保健医療計画及び地域医療構想の進捗状況の把握、評価に関すること。
- (2) 地域保健医療計画及び地域医療構想の見直しに関すること。
- (3) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関すること。
- (4) 病床機能報告制度による情報の共有に関すること。
- (5) 地域医療構想の達成を推進するための方策に関すること。
- (6) 地域の病院・有床診療所の開設・増床等に関すること。
- (7) その他目的達成のため必要な事項に関すること。

(委員)

第3 協議会は、それぞれ委員50人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 行政関係者
- (5) 医療保険者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、年度途中で委嘱する場合又は委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(専門部会等)

第6 協議会に、必要に応じ、専門的事項を調査検討させるために、専門部会やワーキングを置くことができる。

(庶務)

第7 協議会の庶務は、別表に掲げる総合支庁保健福祉環境部において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月29日から施行する。

別 表

二次保健 医 療 圏	地域保健医療協議会	庶務担当総合支庁 保健福祉環境部
村山圏域	村山地域保健医療協議会	村山総合支庁
最上圏域	最上地域保健医療協議会	最上総合支庁
置賜圏域	置賜地域保険医療協議会	置賜総合支庁
庄内圏域	庄内地域保健医療協議会	庄内総合支庁

山形県地域保健医療協議会 病床機能調整ワーキング設置要領

(設置)

第1 地域の病床の機能の分化・連携の推進を図るため、地域における具体的な課題について関係者間で協議を行う必要がある場合、山形県地域保健医療協議会設置要綱第6に基づき、課題ごとに、地域保健医療協議会病床機能調整ワーキング（以下「ワーキング」という。）を設置する。

(協議事項)

第2 ワーキングは、次の事項について協議検討する。

- (1) 関係医療機関の病床機能報告による情報共有に関すること。
- (2) 病床の機能の分化・連携に係る具体的な課題の整理に関すること。
- (3) 関係医療機関の病床の機能の分化・連携の方向性に関すること。
- (4) 地域の病院・有床診療所の開設・増床等の計画に関すること。
- (5) その他目的達成のため必要な事項に関すること。

(構成員)

第3 地域病床機能部会は、次に掲げる者のうち山形県地域保健医療協議会の会長（以下「会長」という。）が指名する委員及び第2の協議事項に関係する医療機関の管理者等で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健所長
- (3) その他会長が委員として必要と認める者

(座長)

第4 ワーキングに座長を置き、保健所長が務める。

2 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第5 ワーキングの庶務は、各二次保健医療圏の総合支庁保健福祉環境部において処理する。

(補則)

第6 この要領に定めるもののほか、ワーキングの運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年9月29日から施行する。

山形県地域保健医療協議会 在宅医療専門部会設置要領

(設置)

- 第1 地域の特性や実情に即した在宅医療等の拡充を図るため、関係者間で協議を行う必要がある場合、山形県地域保健医療協議会設置要綱第6に基づき、地域保健医療協議会在宅医療専門部会（以下「在宅医療部会」という。）を設置する。
- 2 二次保健医療圏を細分化した地域で協議検討を進める必要がある場合、二次保健医療圏に複数の在宅医療部会を設置することができる。

(協議事項)

- 第2 在宅医療部会は、次の事項について協議検討する。
 - (1) 在宅医療等の拡充に関すること。
 - (2) その他目的達成のため必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3 在宅医療部会は、次に掲げる者のうち山形県地域保健医療協議会の会長が指名する委員で構成する。
 - (1) 保健医療関係者
 - (2) 福祉関係者
 - (3) 行政関係者
 - (4) その他会長が委員として必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

- 第4 在宅医療部会の部会長は、保健所長が務める。
 - 2 部会長は、会務を統括し、在宅医療部会を代表する。
 - 3 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第5 会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

(庶務)

- 第6 在宅医療部会の庶務は、各二次保健医療圏の総合支庁保健福祉環境部において処理する。

(補則)

- 第7 この要領に定めるもののほか、在宅医療部会の運営に必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年9月29日から施行する。

**最上地域保健医療協議会（地域医療構想調整会議）
ワーキング及び専門部会委員名簿（案）**

No.	病床機能調整ワーキング	委員氏名	備 考
1	県立新庄病院 院長	八 戸 茂 美	
2	町立最上病院 院長	佐 藤 俊 浩	
3	町立真室川病院 院長	室 岡 久 爾 夫	
4	医療法人徳洲会 新庄徳洲会病院 院長	笹 壁 弘 嗣	
5	最上保健所長	井 瀨 安 雄	

No.	在宅医療専門部会	委員氏名	備 考
1	新庄市最上郡医師会 副会長	土 田 秀 也	
2	大蔵村診療所 所長	荒 川 光 昭	
3	新庄明和病院	(調整中)	
4	新庄最上薬剤師会 会長	星 利 佳	
5	山形県看護協会 最北支部副支部長	高 久 由 加	
6	山形県栄養士会 新庄地域事業部理事	柿 崎 明 美	
7	新庄市地域包括支援センター 所長	荒 川 み き	
8	訪問看護ステーション新庄 所長	柿 崎 由 美 子	
9	訪問看護ステーションあたしん家 管理者	青 柳 紀 子	
10	新庄徳洲会訪問看護ステーション 管理者	水 戸 真 理	
11	新庄徳洲会介護センター 管理者	森 富 喜 子	
12	山形県立新庄病院 地域医療部	(調整中)	
13	町立真室川病院 看護師長（外来担当）	津 藤 美 帆	
14	オープンハウスこんぺいとう 理事長	川 又 真 貴 子	
15	さけがわりハビリセンター	井 関 真 理 子	
16	介護福祉施設等	(調整中)	
17	新庄市長（健康課 課長）	小 松 孝	
18	最上地方町村会 会長（最上町健康福祉課・ウエルネスプラザ）	(調整中)	
19	最上保健所長	井 瀨 安 雄	部会長